

民間都市開発の推進に関する法律の規定による貸付けを受けて取得した土地のうち、公共下水道の施設に関する工事に係る承認の条件として国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地に係る納税義務の免除【特別土地保有税】

#### 1. 現行制度の概要

公共下水道の施設に関する工事に係る承認の条件として国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地の譲渡をしようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から 2 年を経過する日までの期間内に当該土地の譲渡をし、かつ、当該土地の譲渡があったことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除する。

#### 2. 改正の概要

水防法等の一部を改正する法律が平成 27 年 5 月 20 日に公布され、公布の日から起算して 2 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることに伴い、当該法律を引用している地方税法施行規則を改正するもの。

#### 3. 経過措置

なし。

#### 4. 施行期日

水防法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 22 号）の施行の日

国家戦略特区内で実施される特定研究開発事業の用に  
供する設備に係る課税標準の特例措置【固定資産税】

1. 現行制度の概要

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に規定する認定区域計画に特定研究開発事業の実施主体として定められた者が、国家戦略特別区域の区域内において当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械及びその他の設備に係る固定資産税の課税標準を最初の 3 年度分につき、価格の 1/2 とする。

2. 改正の概要

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律が平成 27 年 7 月 15 日に公布・施行されることに伴い、国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年内閣府令第 20 号）が条ずれ改正される。この条ずれ改正を受けて、当該規則を引用している地方税法施行規則を改正するもの。

3. 経過措置

なし。

4. 施行期日

公布の日